大和市告示第42号

大和市自転車等の放置防止に関する条例(昭和59年大和市条例第11号)第11条第2項及び第4項並びに第18条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

平成29年3月10日

大和市長 大 木 哲

1 自転車等を移動した日等

自転車等を移動した日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置され	自転車等の保管場
	自 転 車	原動機付自 転車	ていた場所所	
平成29年2月1日か ら同月28日まで	台 2	台 1	つきみ野駅周辺自転 車等放置禁止区域	大和市鶴間一丁目 21番4号
同	1 5	0	中央林間駅周辺自転 車等放置禁止区域	同
同	2 2	0	南林間駅周辺自転車 等放置禁止区域	同
同	1 3	0	鶴間駅周辺自転車等 放置禁止区域	同
同	1 2 4	0	大和駅周辺自転車等 放置禁止区域	同
同	2	0	桜ヶ丘駅周辺自転車 等放置禁止区域	司
同	1	0	高座渋谷駅周辺自転 車等放置禁止区域	司
同	1	0	相模大塚駅周辺自転 車等放置禁止区域	同
司	4 0	2	大目林二目柳び丁深柳目目和所市中一目び丁丁、、二福上地つ央丁、七目目深中丁田和内き間、鶴目四深東六及福並公野丁鶴六上目西丁、、三福上地のみ間、鶴目四深東六及福並公野一下間、丁見丁丁で田び共町では、上目西丁目三一にの野丁、間丁草及六、、丁丁下場	同

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して60日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引 取 場 所

大和市鶴間一丁目21番4号

(2) 引 取 日 時

次に掲げる日を除く日の午後1時から午後4時まで

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(ア及びイに掲げる日を除く。)

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 1台につき2,000円原動機付自転車 1台につき4,000円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置 保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市都市施設部道路安全対策課